

令和6年度介護報酬改定に伴う留意事項 (居宅サービス・居宅介護支援・第1号通所事業)

- 令和6年3月以前から算定している加算について、区分の変更なく引き続き算定する場合は、新たな届出は不要です。
- 届出が必要な場合は、加算届出一覧表を確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。サービスや加算により改定の時期が4月か6月になります。
- 届出の時期は4月の改定の場合は4月15日まで、6月の改定の場合は5月15日までとなりますので、各々ご対応をお願いします。
- 以下の表に記載した内容以外に、
 - (1) 新たに加算を算定する場合
 - (2) 加算の区分を変更する場合
 - (3) 加算の要件を満たさなくなった等により加算を取り下げる場合についても届出が必要です。
 - (4) 要件が変更になっている加算について、届出不要としている場合であっても、再度要件を満たしているか確認し、要件を満たさなくなった場合は、加算の取下げを届出てください。

1. 4月改定のサービス及び加算

【訪問介護】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供） ※「非該当」と「該当」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「非該当」とみなされます</u>
—	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上)） ※「非該当」と「該当」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「非該当」とみなされます</u>
—	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上） ※「非該当」と「該当」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「非該当」とみなされます</u>
—	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
特定事業所加算（IV）	—	<u>要件の変更があり、</u> 届出がない場合は、改定後の「特

		<p>定事業所加算（Ⅳ）」として算定されます。</p> <p>※要件の変更があり、満たさない場合取り下げが必要</p>
特定事業所加算（Ⅴ）	特定事業所加算（Ⅳ）	<p>旧加算を算定しており、届出がない場合は、改定後の「特定事業所加算（Ⅴ）」として算定されます。</p> <p>※名称の変更があり、改定後の名称で届出が必要</p>
—	特定事業所加算（Ⅴ）	<p>旧加算ではなかった要件のため、届出がない場合は、「なし」となります</p>

【（介護予防）訪問入浴】 ※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	<p>高齢者虐待防止措置実施の有無</p> <p>※「減算型」と「基準型」を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は、「減算型」とみなされます</p>

【訪問入浴】

旧加算	新加算	届出
—	看取り連携体制加算	<p>新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます</p>

【介護予防訪問リハビリテーション】

旧加算	新加算	届出
事業所評価加算[申出]の有無	—	不要（加算廃止）

【通所介護】

旧加算	新加算	届出
—	<p>高齢者虐待防止措置実施の有無</p> <p>※「減算型」と「基準型」を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は、「減算型」とみなされます</p>
—	<p>業務継続計画策定の有無</p> <p>※「減算型」と「基準型」を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は、「減算型」とみなされます</p>

【介護予防通所リハビリテーション】

旧加算	新加算	届出
事業所評価加算[申出]の有無	—	不要（加算廃止）

【居宅介護支援事業所】

旧加算	新加算	届出
情報通信機器等の活用等の体制	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 「あり」とみなされます ※要件の変更があり、満たさない場合取り下げが必要

【第1号訪問事業】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「減算型」とみなされます
—	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供） ※「非該当」と「該当」を新設	新たな届出がない場合は、 「非該当」とみなされます
—	同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上） ※「非該当」と「該当」を新設	新たな届出がない場合は、 「非該当」とみなされます
—	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は、 「なし」とみなされます

【第1号通所事業】

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「減算型」とみなされます
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「減算型」とみなされます
運動機能向上体制	—	不要（加算廃止）
選択的サービス複数実施加	一体的サービス提供加算	旧加算を算定しており、新

算		たな区分について届出しない場合は、 <u>「あり」とみなされます</u> <u>※要件の変更があり、満たさない場合取り下げが必要</u>
事業所評価加算[申出]の有無	—	不要（加算廃止）

2. 6月改定のサービス及び加算

【共通】

（訪問介護、（介護予防）訪問入浴、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、第1号訪問事業、第1号通所事業）

旧加算	新加算	届出
介護職員処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
介護職員等特定処遇改善加算	—	不要（加算廃止）
介護職員等ベースアップ等支援加算	—	不要（加算廃止）

【（介護予防）訪問看護】※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	専門管理加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
—	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>

【訪問看護】

旧加算	新加算	届出
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算 I	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない

		い場合は、「 加算Ⅱ 」とみな されます
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算Ⅱ	旧加算を算定しており、新 たな区分について届出しな い場合は、「 加算Ⅱ 」とみな されます

【介護予防訪問看護】

旧加算	新加算	届出
緊急時介護予防訪問看護加算	緊急時介護予防訪問看護加算Ⅰ	旧加算を算定しており、新 たな区分について届出しな い場合は、「 加算Ⅱ 」とみな されます
緊急時訪問看護加算	緊急時介護予防訪問看護加算Ⅱ	旧加算を算定しており、新 たな区分について届出しな い場合は、「 加算Ⅱ 」とみな されます

【(介護予防) 訪問リハビリテーション】 ※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 「減算型」とみなされます
—	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は、 「なし」とみなされます

【訪問リハビリテーション】

旧加算	新加算	届出
リハビリテーションマネジメント加算Ａイ	リハビリテーションマネジメント加算イ	旧加算を算定しており、新 たな区分について届出しな い場合は、「 加算イ 」とみな されます
リハビリテーションマネジメント加算Ａロ	リハビリテーションマネジメント加算ロ	旧加算を算定しており、新 たな区分について届出しな い場合は、「 加算ロ 」とみな されます
リハビリテーションマネジ	—	旧加算を算定しており、新

メント加算Bイ		たな区分について届出しない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
リハビリテーションマネジメント加算Bロ	—	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
—	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>

【(介護予防) 通所リハビリテーション】 ※介護予防と共通

旧加算	新加算	届出
—	高齢者虐待防止措置実施の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>

【通所リハビリテーション】

旧加算	新加算	届出
リハビリテーションマネジメント加算Aイ	リハビリテーションマネジメント加算イ	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「加算イ」とみなされます</u>
リハビリテーションマネジメント加算Aロ	リハビリテーションマネジメント加算ロ	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「加算ロ」とみなされます</u>
リハビリテーションマネジメント加算Bイ	—	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
リハビリテーションマネジメント加算Bロ	—	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
—	リハビリテーションマネジメント加算ハ	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>

—	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所） 大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設） 大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院） 大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所） 大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設） 大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）	—	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
—	大規模の事業所（病院・診療所） 大規模の事業所（介護老人保健施設） 大規模の事業所（介護医療院） 大規模の事業所（特例）（病院・診療所） 大規模の事業所（特例）（介護老人保健施設） 大規模の事業所（特例）（介護医療院）	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>

【介護予防通所リハビリテーション】

旧加算	新加算	届出
運動機能向上体制	—	不要（加算廃止）
選択的サービス複数実施加算	一体的サービス提供加算	旧加算を算定しており、新たな区分について届出しない場合は、 <u>「あり」とみなされます</u> <u>※要件の変更があり、満たさない場合取り下げが必要</u>

【（介護予防）居宅療養管理指導】

旧加算	新加算	届出
—	医療用麻酔持続注射療法加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>

—	在宅中心静脈栄養療法加算	新たな届出がない場合は、 <u>「なし」とみなされます</u>
---	--------------	------------------------------------